

□ いじめ

対応のポイント

- ① 教職員は、いじめの発見・解消に向けて児童生徒、保護者に積極的に関わる
- ② 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、管理職及び生徒指導主任・学年主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、学校全体で組織的に対応する
- ③ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する
- ④ 学校だけでは解決が困難な事案については、スクールカウンセラーや関係機関等と連携する
- ⑤ いじめられている児童生徒の立場に立って指導・援助を行う
- ⑥ 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
- ⑦ いじめへの対応は、学校及び教職員の児童生徒観や生徒指導の在り方が問われる重要な問題であることを、全教職員が認識する
- ⑧ 学校・学級全員の問題として、未然防止・再発防止に取り組む

いじめの定義 <H19. 2. 28 文部科学省改訂>

- ① 一定の人間関係のある者から、
 - ・同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など
- ② 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、
 - ・心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む
- ③ 精神的な苦痛を感じているもの

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、**いじめられた児童生徒の立場**に立って行うものとする。

・いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということ

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による)

「いじめ」は大人社会でも起こる問題であり、教職員間であっても、また、教職員と児童生徒の間でも発生する問題であることを自覚しなければならない。

特に、教職員と児童生徒の関係では、立場や発言力が大きく違うため、絶対にあってはならないことである。教職員の何気ない言動や不適切な対応が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりするようなことがないよう留意しなければならない。

① いじめ発見に向けた積極的な姿勢

学校の「安全配慮義務」

- 学校管理下では、児童生徒の生命や心身等に大きな悪影響や危害が及ぶ恐れがあるようなときには、未然防止のために適切な措置を講じなければならない義務がある。

いじめの特徴の理解

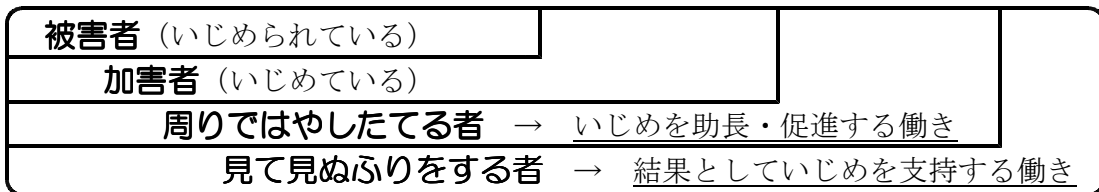
- ◆ 「いじめ」が起こっていることが分かりにくい
 - いじめは、同じ学級で、仲のよいもの同士の間で起こっていることがある。
 - 人のいないところで起こりやすい。人が見ていると遊んでいるように振る舞う（偽装化）。
 - 被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。
- ◆ 「いじめる側」にいじめているという意識が薄い（ない）
 - 加害者は被害者の苦しみを理解せず、ゲーム感覚で行うケースが多い。
 - 長期間に及ぶ場合も多く、陰湿でしつこい（潜在化）。
- ◆ 「いじめる側」と「いじめられる側」が混在している
 - 被害者と加害者の立場が入れ替わることがある。

◆ いじめは「四層構造」となっている

- 事実関係だけではなく、他の児童生徒の関わり方や全体的な構造等を把握することが必要である。

いじめの「四層構造」

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立している。いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじめている人」に見える。

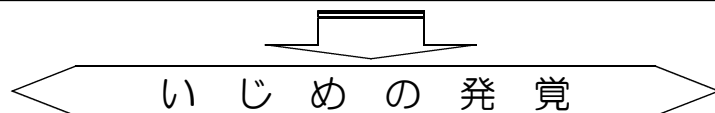


これ以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した児童生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層を育てていくことが、いじめ防止指導では重要である。

② いじめの早期発見に向けた取組

未然防止と早期発見の取組

- 日常的な行動観察
 - ・児童生徒にしっかりと寄り添い、日常の行動を注意深く観察する中で、児童生徒の変化や人間関係を把握する。
- 学級担任へ提出する生活ノートや日記等からの情報収集
- 登下校中の様子の観察・聞き取り
 - ・登下校指導の際、児童生徒の様子を観察する。また、保護者、スクールガード（学校安全ボランティア）、子ども110番の家等から、変わった様子はないかを聞き取る。
- 定期的なアンケート調査の実施
 - ・項目は児童生徒の負担にならない簡便なものが望ましい。
 - ・率直な回答を得るため、自宅へ持ち帰らせて記入させるなど配慮する。
 - ・選択肢は、「ある」「ない」だけではなく、「いじめたつもりはないが、相手はいじめと感じたかもしれない」などの中間的な項目を加え、実態をより詳細に把握することができるよう工夫する。
 - ・いじめに特化した調査では、正直に答えない児童生徒も多い。日常生活の様子を聞く調査から情報を得る方法もある。
 - ・回収方法については、記入内容が他の児童生徒の目に触れないよう、十分留意する。
- 生徒指導主任や教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭等の関係教職員による定期的な情報交換会の実施
- いじめを受けていると思われる児童生徒からの聞き取り
 - ・観察により、「いじめ-7（学校や家庭での日常的な観察のポイント）」のような行動特徴などが見られる場合、コミュニケーションを深めたり一層の注意を払ったりする必要がある。
 - ・「いじめられているのではないか」という問いかけは、児童生徒の自尊心を傷つけることもあるので、「悩みや心配事はないか」など、聞き方に配慮する。
- 周囲の児童生徒からの情報収集
 - ・いじめの情報収集とは知られないように配慮する。
- 保護者への電話等での問い合わせ



③ いじめ発覚時の対応

第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）から聴取

- ・通報者の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細内容について聴き取る。

詳細確認

いじめの内容・期間、関係した児童生徒、原因（動機）・背景、いじめの「四層構造」等

連絡・速報

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任・学年主任等への連絡
- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（可能ならメモで）
- ・学級担任等が、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。

④ 調査方針協議

関係者による対策会議の開催

- 情報集約
- 被害児童生徒・保護者への対応
- 加害児童生徒・保護者への対応
- 他の児童生徒への対応
- ※ 以後、必要に応じて開催

→ 事案により →

職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通認識
- ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
- ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

⑤ 当事者・周囲からの聴取

被害児童生徒から聴取

- 被害児童生徒と信頼関係にある教職員が、別室で行う
- ・教職員が全力で安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
- ・被害児童生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。
- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童生徒を一人きりにしない。

加害児童生徒から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う
- ・いじめの具体的な行為（冷やかす、仲間はずしなど）を確認する。
（加害者という認識がない場合がある。また、学校の見方が一方的だとされることもある。例えば、「嫌いな児童生徒としゃべらないのは悪いことなのか」など）
- ・いじめの意識がない場合には、いじめられている側の辛さを十分に理解させる。
- ・相手が苦痛と感じる行為を直ちに止めるよう、毅然とした姿勢で指導する。
- ・いじめに至った心情やその経過等、加害児童生徒の思いも傾聴する。
- ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

周囲の児童生徒から聴取

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う
- ・周囲の児童生徒からいじめの情報提供があった場合は、その勇気ある行動を褒めるとともに、できる限り具体的な事実を聴取する。（情報提供者が分からないよう配慮する）
- ・情報収集は、被害児童生徒や情報提供者が親しくしている児童生徒から、「嫌がらせ」や「仲間はずし」、「ふざける」などの具体的な行為を見たことがあるか、それは、「いつ、どのようなことであったか」など、個別に具体的に聴取する。また、話を不用意に広めることや騒ぎ立てることがないように指導する。

⑥ 対応方針協議

関係者による対策会議の開催

- 被害児童生徒・保護者への支援
- 加害児童生徒・保護者への指導
- 他の児童生徒への指導
- 関係機関等への支援要請の検討
- 小中出席停止の検討
- 高懲戒処分等の原案作成

事案により
----->

職員会議の開催

- 支援・指導方法について全教職員への周知と共通理解
- 今後の対応の検討と役割分担
- 関係機関等への支援要請の決定
- 小中出席停止の検討
- 高懲戒処分等の決定

初期・中期対応

⑦ 生徒・保護者への対応

被害児童生徒への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
 - ・担任等、被害児童生徒と信頼関係にある教職員が行う。
 - ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する。
 - ・今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮し決定する。
 - ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は、逆に自信を喪失させることがあるので避ける。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

被害児童生徒の保護者への対応

- 電話による概要説明
 - ・児童生徒が保護者に話す前に事実のみを正確に伝える。
 - ・家庭訪問の了解を取る。
- 家庭訪問の実施
 - ・学級担任と管理職等複数で実施する。
 - ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
 - ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
 - ・学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

加害児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
 - ・担任等、加害児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
 - ・今後、被害児童生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について、約束の形になるまで話し合う。
- 謝罪方法についての話し合い
 - ・形式的なものではなく、被害児童生徒に対して真に謝罪の気持ちがあるよう穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
 - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
 - ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）
 - ・被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する。

⑧ その他

- 学級（周りの児童生徒）への指導
 - ・「いじめは絶対許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・学級全員の問題として取り組む環境をつくる。
 - ・いじめとは何か、いじめが及ぼす心身への影響等について指導する。
 - ・いじめをおもしろがってはやし立てたり、見て見ぬふりをすることは、「いじめをすることと同じである」と毅然とした態度で指導し、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
 - ・実際にいじめられた時やいじめを見た時に、自分がどうすればいいのかという具体的な知識と行動を指導する。（いじめを見て、自ら制止できない場合は教職員に相談するよう働きかける。その際、報復を考慮し、秘密を厳守する。）
 - ・いじめを止めさせたり教職員に伝えたりすることは、人権尊重に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
 - ・加害児童生徒への二次的ないじめが起きないように指導する。
 - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
 - ・いじめや困ったことがあった場合、どんなことでも教職員に相談できる関係をつくる。
- いじめの状況が一定の限度を超える場合の対応
 - ・被害児童生徒に対して
行為を遮断することが第一、緊急避難としての欠席 等
 - ・加害児童生徒に対して
小中「出席停止」の措置【「出席停止」参照】
- 関係機関等への支援要請
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
 - ・恐喝・暴行等犯罪に相当する場合→警察、少年安全サポーター、少年サポートセンター
 - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
- 教育委員会との連携
 - ・心のケアのための支援要請
 - ・**小中**「出席停止」の措置【「出席停止」参照】
- 情報の取り扱い
 - ・児童生徒及び保護者から知り得た情報の取扱いには十分留意する。
 - ・知り得た情報について、学級全体で話し合うという対応は、当事者の孤立感や不安感などの心理的苦痛を生じさせるため、避ける。

⑨ 解消確認

- 被害児童生徒と加害児童生徒の事後の様子を継続的に注視し、いじめの完全解消を見極める
 - ・「いじめを『止めること』と『なくなること』は違う」との認識が重要である。
 - ・いじめ発見後、いじめを直ちに「止めること」は最も必要なことだが、いじめた児童生徒に対して、「もう二度とするな」と指導し、「わかりました」との言葉を引き出した（言わせた）ことで指導が終了した（いじめが「なくなった」）と思いつまないことが大切である。逆に、いじめがエスカレートしたり、陰湿化・潜在化したりすることがある。
- 保護者を含め、被害児童生徒の精神的安定を図るため、専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する

未然防止・再発防止に向けた校内指導体制の充実

- いじめ問題について全教職員の危機意識の高揚
 - ・ いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努める。
 - ・ 児童生徒の発する小さなサインを見逃さず、迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。
- 人権教育による人権尊重の意識の高揚
- 道徳教育による規範意識の醸成

児童生徒に身に付けて欲しい力

- 自分のよさや友達のよさに気付く力
- 互いの違いを理解し認め合う力（おとなしい子、活発な子、障害のある子など
児童生徒が互いを理解し、共に認め合う力）
- 「これはよくないことなんだ」と判断できる力（道徳的判断力） 【知】
- 他者の心の痛みを感じる力 【情】
- 「いやだ」と言える、「やめよう」と制止できる、「相談する」「知らせる」
という行動力 【意】

- 日常的な実態把握
 - ・ 児童生徒に寄り添い、休み時間や給食、清掃活動などを含め、日常生活を注意深く観察する。
 - ・ 定期的なアンケート調査（生活調査等）や個別教育相談等により、実態把握に努める。
 - 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
 - ・ 方針・基準の明確化と周知徹底
 - 〔「社会生活上のきまり・法を守る」「あいさつをする」「してはいけないことはしない」「他人に迷惑をかけない」「時間を厳守する」「授業中の態度をきちんとする」〕
 - ・ 学校全体での共通理解・共通実践
 - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか」を共通理解
「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進〕
 - ・ 毅然とした粘り強い指導
 - 〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な生徒指導の充実
起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導〕
 - ・ 児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
 - 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
 - ・ A F P Yなどの人間関係づくりプログラムの活用
 - 指導力向上のための事例検討会の実施
 - 学校環境の整備
 - ・ 校舎内の落書きや掲示物の乱れなどはいじめ等の前兆→見つけ次第復元
- 【「学級崩壊－4」参照】
- 保護者との連携強化



原因はいじめられている児童生徒にある、という雰囲気がある児童生徒にある場合

- 教職員は、「いじめられやすいタイプの児童生徒がいる」などの発言や行動を、絶対にはしてはならない。（児童生徒の誤った見方は、時として教職員の姿勢の反映でもある）
- いじめられて当然という人間はどこにも存在しないし、いじめは人を心身ともに傷つける、人間として絶対に許されない行為であることを、粘り強く指導する。

学校においていじめの被害者を発見するポイント

◆ 登校時から始業時まで

- 他の児童生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。
- いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。
- 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

◆ 授業・学級活動等の時間

- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。
- 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- うつむきかげんで発言しなくなる。
- 指名されると、他の児童生徒がニヤニヤする。
- 教職員が誉めると、周りの子があざ笑ったり、しらけたりする。
- 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。
- 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
- 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
- 配付したプリントなどが渡っていない。
- グループ活動の際、一人だけ外れている。
- ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
- 特定の児童生徒の持ち物に触れることを嫌がる児童生徒がいる。
- 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
- 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

◆ 休み時間

- 仲のよかったグループから外れ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
- 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。
- 用がないのに職員室で過ごすことが多い。
- 教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
- 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
- 友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子でついて行く。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
- 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
- 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。
- そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

◆ 下校時

- 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- いつも友達の荷物を持たされている。
- 靴や傘等がなくなる。

◆ その他

- 給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
- 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。
- 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
- 清掃時間、他の児童生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。
- 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出す。
- 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
- 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。

家庭においていじめを発見するポイント

<いじめられている子どものサイン>

◆ 日常生活の変化

- 何となく子どもの態度がおかしい。
- 沈みがちで、表情がさえない。
- おどおどして、何かにおびえている。
- 情緒不安定になり、いつもイライラしている。
- あいさつしても返事が返ってこない。
- 言葉遣いが荒くなる。
- 衣服が泥まみれになって帰ってくる。
- 身体にアザや引っかき傷がある。
- 食欲が落ち、眠れない日が続く。
- 登校を嫌がったり、登校時に体の不調を訴える。
- 自分の部屋に閉じこもることが多い。
- ノート等に悩みを書き込んでいる。
- 自殺をほのめかす言葉を口にする。
- もう一度生まれ変わりたいとしきりに言う。

◆ 家族との関係の変化

- 家族に反抗的になり、よく八つ当たりする。
- 家族と口をきかなくなる。
- 弟や妹、ペットをいじめる。
- 今までにない甘え方をする。

◆ 友人関係の変化

- 友だちが遊びに来なくなる。
- 外へ出て遊ぼうとしない。
- 学校のことを話したがらない。
- 部活動をやめたい、学校をやめたい、転校したいと言う。
- 電話に出たがらない、メールを見たがらない。

◆ 持ち物の変化

- 持ち物がよくなる、壊される。
- 持ち物に落書きをされる。
- カッターナイフなどの刃物をポケットに入れている。
- 親に余分な金銭を要求したり、家から勝手に金品を持ち出す。

<いじめている子どものサイン>

- 友だちへの応対が命令口調になっている。
- 買い与えていないものを持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。

家庭での話し合いのポイント

<話しやすい雰囲気づくり>

- 「食事しながら」「テレビを見ながら」「一緒にお風呂に入りながら」「ドライブしながら」「釣りをしながら」など、話をする「時」と「場」を工夫し、話しやすい雰囲気をつくりましょう。また、子どもの自尊心を理解し、兄弟姉妹がいないときに話すなどの配慮も大切です。

<話の聴き方>

- ありのままを受け止めましょう。「あなたにも悪いところがあるんじゃないの」と言ったり、頭ごなしに叱ったりすると、言えなくなるか、都合のいいことしか言わなくなります。
- 同じ話の繰り返しであっても、子どもの気がすむまで話を聴きましょう。別のことを思い出すこともあります。
- 心を理解し、しっかりと寄り添いましょう。心の痛みは本人にしか分かりません。
- しつこく聞き出すのはやめましょう。質問攻めはかえって子どもを追い詰めることにもなります。
- 結論を急いではいけません。まずは、本人がどうしたいのかしっかりと聴き、考える時間を与えましょう。そして、一緒に考えましょう。
- 最初に話した内容が全てとは限りません。子どもは、親の反応を見て、その時の受け止め方で、もっと話すか、これ以上言わないかを決める傾向があります。

いじめに関するQ&A

Q 学校は、「いじめ」をどのように認識しているのか。

A いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という基本的な認識のもと、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないことである」、「いじめられている子どもの立場に立った親身の対応が必要である」、「いじめ問題は、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である」、さらに、「いじめは人権侵害である」と認識している。

Q 教職員は、いじめを生まないために、どのようなことに気を付けて学級経営を行えばいいのか。

A 教職員一人ひとりが、子どもの心の変化を敏感に感じ取り、変化に気付く感性や技能を身に付け、高めることが大切である。

また、過度の競争主義的な手法に頼っている学級では、いじめが広がる傾向にある。

例えば、漢字や計算力の到達度チェック、忘れ物やチャイム着席などを管理的に競わせたり、結果をグラフにして教室に張り出したりするなどの手法である。これは、できない子へのいやがらせや非難を子どもたちの間で公然と発生させることにつながり、いじめを生む土壌になることが多い。

また、教職員が授業中、子どもに対して「こんなことも分らないのか」など、皮肉を言ったり、それを後で他の子どもがはやし立てたりすることは、教職員も一緒になっていじめていることに他ならない。

児童生徒のもつ資質や能力は、一人ひとりが異なるという認識のもと、個に応じた目標を設定させ、目標に向けて努力する姿勢を、みんなで価値付けができる学級経営が望ましい。

いじめの起こりやすい学級の状態をまとめてみると、

- ① いつも注意されるばかりで、教職員の愛情や思いやりを受けていない。
- ② 教職員が不用意で乱暴な言葉を平気で使う。
- ③ 一部の児童生徒のみが評価される。
- ④ 何がよいのか、何をしてはならないのか、基準が明瞭でない。
- ⑤ あまりに規則が厳しく、窮屈な雰囲気である。
- ⑥ 成績や班活動等において競争主義的な手法が多い。
- ⑦ 授業が分かりにくく、進度が速すぎる。

などが挙げられる。

こうしたことから児童生徒の心は傷つき、様々なストレスが蓄積し、やり場のない不安、劣等感、敗北感が生まれ、それが引き金となっていじめが発生することが多い。

Q いじめている児童生徒を特定し指導することが、なぜ難しいのか。

A いじめは、人のいないところで起こりやすく、教職員などが見ているときには、一緒に遊んでいるように振る舞うことがある。また、周囲の子どもは、自分を標的にされることを恐れるあまり、関わりをもととせず、見て見ぬふりをすることがある。

これらが教職員が気付きにくい理由にもなっており、いじめを受けた子どもは、「誰も助けてくれない」「誰も先生に知らせてくれない」という気持ちになる。

したがって、学校は日常的な行動観察や定期的なアンケート調査（生活調査等）、個別教育相談などの多様な方法で早期発見に努め、全校体制で迅速かつ的確な対応を図らなくてはならない。

Q いじめられている児童生徒が、なぜ教職員に相談することが少ないのか。

A 日ごろの教職員の考え方や行動のパターンを児童生徒が感じ取り、それが相談するかどうかの判断材料になっている。

教職員が早急な解決行動に出て、いじめがより深刻化することへの警戒心を抱いたり、いじめを受けていることを告げることで、逆に自分の弱さを非難されたりするなど、教職員に話すことが解決につながらないのではないかと不信感を抱いていることがある。

学級担任の児童生徒への不適切な言動や学級経営が、いじめの早期発見・対応を妨げる場合もあることを認識しておく必要がある。

Q いじめを訴え出ても、学校は真剣に対応してくれないという声を、保護者・児童生徒から聞くことがある。それに対して、学校は全力で対応しているという。なぜ、このようなことが起こるのか。

A 訴える側にとって解決するという事は、毎日のように自分の身に降りかかる屈辱のないいじめが、完全になくなることである。

ところが、実際には、加害児童生徒がいじめについて理解し、いじめが完全に解消されるまでには時間がかかることが多い。ここに、被害児童生徒が学校の対応に不信感をもつ最大の原因がある。

被害児童生徒本人や保護者を理解し、寄り添いながら、解決に向けて粘り強く取り組む必要がある。

Q 保護者から、「いじめられているわが子に、『やられたらやり返せ！』と激励するが、性格が弱いのかできないようだ。どうすればよいか」と問われたが、どう答えるか。

A 保護者の歯がゆい気持ちを理解しながら、次のようなことを保護者に理解してもらえるよう努めることが大切である。

「いじめに負けるな」とか「立ち向かえ」などと叱咤激励することは、逆に本人の自信を失わせ、内にこもってしまうことがあるので、そのような言葉は避けるべきである。いじめられる子は、心の痛みを誰にも言えず苦しんでいる。その気持ちを共感的に理解することが大切であり、日常生活の様々な場面で本人を支え、自信を回復させながら、精神の安定を図ることが必要である。

Q いじめられている児童生徒にも問題があるのではないか。

A いじめている児童生徒が、原因はいじめられている児童生徒にあると思っている場合が多い。しかし、いじめられて当然という人間はどこにも存在しないし、いじめは人を心身ともに傷つける、人間として絶対に許されない人権侵害行為であることを、徹底的に指導しなければならない。

例えば、容姿や動作などの身体的特徴がいじめの理由であれば、本人には直しようもない点を攻撃されていることになるし、「わがままだ」「嘘つきだ」「人の悪口を平気で言う」などの性格や行動上の問題が顕著であっても、いじめてよい理由には決してならない。穏やかに忠告し、教え諭せばよいことである。

また、教職員は、いじめられやすいタイプの児童生徒がいるなどの発言や行動を、絶対にしてはならない。児童生徒の誤った見方は、時として教職員の姿勢の反映でもあることを自覚する必要がある。

Q 教職員は、いじめられている子の短所について指摘すべきなのか。


A 誰にでも長所があるように、多かれ少なかれ短所もある。また、短所と思える点も見方を変えれば長所ととらえることができる。

いじめの事実が浮かんた際、本人が、「自分にはこういう短所があって、これがいじめられる理由だと思う。この短所を何とかしたい」と相談してきた場合は別であるが、そうでなければ触れるべきではない。

なぜなら、彼らはいじめを受けて孤立し、不安感や恐怖感、無力感を感じ、生きるエネルギーを失いかけている。そのような時に、仮に「嘘つきだ」「自己中心的だ」「はっきりしない」「いい子ぶる」などという点が本当に顕著だとしても、それを告げることで、当面するいじめの解決には決してならない。

いじめは、あくまでもいじめる側の人権意識や規範意識の低さ、人間的未熟さに起因する問題である。いじめられる子に何らかの問題があったとしても、いじめてよいことには断じてならない。

もし、その子に課題があれば、何も問題のない日常生活の中で、あるいは、いじめの傷が完全に癒えた段階で、優しく助言すればいいことである。

 **「一言」が子どもを変える影響力をもつ教師になるために**

言ってはならないこんな「一言」！

子どもたちに対し、下記のような「一言」は絶対に言ってはならない。それは言葉の暴力であり、教職員の「いじめ」であり、人格の全否定でもある。

教職員がこのような言葉を発したとき、子どもたちにとって、その先生は先生でなくなり、信頼関係は崩壊し、取り返しのつかない事態となる。

子どもたちの世界にだけ「いじめ」があるはずがない。子どもたちは、教職員の考え方や姿勢を映す鏡であることを忘れてはならない。

二度と学校へ来るな
あきらめた方がいい、どうせ無理だよ
なんだ、こんなことも分からないのか
もうお前の面倒は見ない
これでも頑張ったのか、おい
もう手遅れです
お前には学校に来る資格なんかない

あなたは努力しても無駄だ
お前って本当に何をやってもダメだな
お前はいてもいなくても同じだ
お前は頭が悪い、何だこれは
お前の顔など見たくない
親の顔が見たいもんだ
どうせお前だろう

< 山口県教育委員会 >

「一言が子どもを変える」教師の在り方10のポイント

どんな教師が子どもに「一言の大きな影響」を与えるのだろうか。子どもたち、父母たち、そして私が接してきた教師から私が感じてきたことを総括し、10のポイントとして整理してみた。

- ① 常日頃、温もりのあるやり取りがその子とできている
その延長線上に「一言」がある。
- ② 「何かしてくれそうな先生」という期待感をもたれている
期待の壺が子どもに用意されていると、こちらの「一言」も入りやすい。
- ③ 親近感をもって子どもと接し、自分から心を開いて話したり、対応しようとしている
親近感を受け入れの心をやわらかくし、「一言」が染み込みやすい。
- ④ その子にとって意外なところにあたたかい眼差しを向けている
意外な自分を発見してくれた驚きがこちらの「一言」に輝きを添える。
- ⑤ 子どもとのふれあいをより多くもとうと努力している
多くのふれあいが心のキャッチボールとなり、「一言」を受け入れやすくなる。
- ⑥ 真剣さがあり、子どもの「一生懸命」や「誠実」な行為に関心を寄せ、それをよく把握している
認めてくれているという子どもの気持ちが「一言」で伸びる力を引き出す。
- ⑦ 「私を思ってくれている、分かってくれている」という思いをこちらに寄せている
その思いがこちらから発した「一言」の栄養を最大限に吸収する。
- ⑧ 押しつけより、受け入れる姿勢がある
こちらの受け入れの姿勢は子どもの「一言」の受け入れ姿勢を大いに促す。
- ⑨ 傾聴し、子どもの心を知ろうという意欲がある
こちらの傾聴の姿勢に子どもも傾聴の姿勢で応えようとする。
- ⑩ 考え方が前向き、プラス思考で、心が開かれる思いがする
それにより子どもも「一言」を自然と前向きに、プラス思考で受け止める。

「一言」だけが一人歩きできる力をもっているのではない。「一言」が大きな影響力を発揮するにはその土台に「良き相互の人間関係」がなくてはならない。「一言」が投げかけられたとき、受け手の側にその「一言」をしっかりと受け入れられる心の壺が用意されている必要がある。

＜山田暁生 「子どもを変えた教師の一言」1997年＞